

介護保険事業者等 管理者 様

大阪市福祉局高齢者施策部  
事業者指導担当課長

令和8年度介護保険事業者等集団指導の実施について（お知らせ）

平素は、介護保険事業の円滑な実施にご協力をいただきありがとうございます。

標題について、介護保険法第23条、老人福祉法第29条第13項及び大阪市介護予防・日常生活総合事業実施要綱第18条の規定に基づき、介護保険サービス等の質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、集団指導を実施します。

つきましては、令和8年4月1日時点で、指定を受けている全ての事業者（医療みなし事業者を含む）について、受講をお願いします。

なお、集団指導が未受講の場合は、改めて個別指導を行うことになります。

記

1 開催方法

- ①YouTube 動画視聴による受講
- ②行政オンラインシステムでの受講報告（アンケートを含む）

2 実施期間（動画視聴期間）

令和8年6月1日（月）～令和8年8月31日（月）

3 オンライン指導動画URL（YouTube）

【令和8年6月1日（月）に大阪市ホームページに掲載します】

4 受講報告締切日

令和8年9月30日（水）※管理者ごとに提出してください。

5 対象事業者

令和8年4月1日時点で指定等を受けている事業者等

居宅サービス事業者 （介護予防・第1号事業・共生型含む）	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、選択型通所サービス、訪問型サービス、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援、介護予防支援
地域密着型サービス事業者 （介護予防・第1号事業・共生型含む）	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護保険施設	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
有料老人ホーム等	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 （有料老人ホームに該当するサービスを提供している事業者のみ）
医療みなし事業者	訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション （令和8年3月請求分にて介護報酬の請求をした事業者）

## 6 集団指導の流れ

次のとおり、運営する事業種別に応じた各動画を受講後、行政オンラインシステムにより受講報告の提出を行う。(令和8年9月30日(水)締切)

### ▶動画の種類と受講が必要な事業種別の一覧

※どのサービス種別においても、必要な動画をすべて受講した場合、受講報告の際に入力が必要な5つのキーワードが表示されます。

共通編 (前編)	すべてのサービス種別において受講が必要です。
虐待防止編	すべてのサービス種別において受講が必要です。
指定編	有料老人ホームとサービス付高齢者向け住宅以外のすべてのサービス種別において受講が必要です。
居宅サービス編	次のサービス種別において受講が必要です。 【訪問介護、訪問入浴介護(予防含む)、訪問看護(予防、医療みなし含む)、居宅療養管理指導(予防含む)、通所介護、福祉用具貸与(予防含む)、特定福祉用具販売(予防含む)、居宅介護支援、介護予防支援、選択型通所サービス、訪問型サービス】
施設サービス編	次のサービス種別において受講が必要です。 【訪問リハビリテーション(予防、医療みなし含む)、通所リハビリテーション(予防、医療みなし含む)、短期入所生活介護(予防含む)、短期入所療養介護(予防含む)、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
地域密着型サービス編	次のサービス種別において受講が必要です。 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護】
有料老人ホーム・特定施設編	次のサービス種別において受講が必要です。 【有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホームに該当するサービスを提供している事業者のみ)、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】
共通編 (後編)	すべてのサービス種別において受講が必要です。

### 【注意事項】

- ・大阪市ホームページの「令和8年度大阪市介護事業者等集団指導について」をご確認ください。  
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000679305.html>
- ・指導の受講及び受講報告は**管理者ごとに実施**してください。
- ・動画視聴が難しい事業所は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 3-1-7-331

(船場センタービル7号館3階)

電話: 06-6241-6310

音声ガイダンスが流れたら【7】

FAX: 06-6241-6608